

NISAを新規に口座開設し、対象取引をお申込みいただいたお客さま限定！

＼くさんしん＼ではじめる／

第2弾

# NISAデビュー キャンペーン

キャンペーン期間

NISA 口座開設	令和 6年	7/1日	▶	9/30日
購入・ 積立申込	令和 6年	12/30日まで		

新しいNISAを活用して**資産形成・資産運用**をはじめませんか



NISA口座の  
新規開設

令和6年9月30日(月)まで

対象取引を  
お申込み

令和6年12月30日(月)まで



対象の  
お客さまに

# 2,000

現金  
円

もれなく  
プレゼント!

キャンペーンの詳細は裏面のキャンペーン概要をご確認ください

キャンペーン期間中に、以下の対象取引(①および②)をお申込みいただいた個人のお客さまに**2,000円をプレゼント!!**  
(おひとり1回限り)

対象  
取引

1 「NISA」の新規口座を開設いただいたお客さま

下記のA・Bコースのいずれかの条件を、購入・積立申込:令和6年12月30日(月)までに満たしたお客さま

- 2
- A NISA口座で投資信託100万円以上を一括でご購入
  - B NISA口座で1ファンド1万円以上の投資信託積立をお申込み

投信インターネットサービスでのお申込みでも自動エントリーできます

## 三島信用金庫

裏面の注意事項を必ずご確認ください

登録金融機関:東海財務局長(登金)第68号

さんしんホームページ▶



## NISAデビューキャンペーンの概要

キャンペーン期間	NISA口座開設期間:令和6年7月1日(月)~令和6年9月30日(月) 投資信託の一括購入・積立申込期限:令和6年12月30日(月)まで
対象となる方	個人のお客さま(おひとりさま1回限り)
プレゼント条件	<b>A・B</b> コースのいずれかの条件を満たしたお客さまに現金2,000円をプレゼント <b>A</b> キャンペーン期間中にNISA口座を開設し、令和6年12月30日(月)15時までに投資信託100万円以上を一括購入したお客さま(1回で複数ファンド購入は対象となりますが、複数回での購入合算は対象外となります。) <b>B</b> キャンペーン期間中にNISA口座を開設し、令和6年12月30日(月)15時までに1ファンド1万円以上での投資信託積立申込みが完了したお客さま(既契約を増額し1万円以上にされたものは対象外となります。)
申込(取引)チャネル	下記いずれのお申込みでも自動エントリーとなります。 ●お客さまのお取引店 ●投信インターネットサービス
キャンペーン期間中の注意事項	●購入時手数料を含んだ金額で判定します。 ●キャンペーン終了時点までに解約した場合は対象外となります。 ●課税口座での投資信託一括購入・積立は対象外です。 ●プレゼントは令和7年1月下旬を予定しております。 ●プレゼントの通知は入金をもって代えさせていただきます。なお、プレゼントを入金する口座は投資信託指定口座とさせていただきます。 ●インターネットサービスでのお取引には当金庫「投信インターネットサービス」のご契約が必要です。 ●プレゼントの金額は課税対象になる場合があります。詳しくは所轄税務署にお問合せください。 ●NISA口座開設申請から税務署承認までに3週間程度お時間がかかりますので余裕をもってお申込みください。 ●キャンペーンは事前予告なしに中止・変更となる場合があります。

## 投資信託をご購入の際の注意事項

- 投資信託は預金商品および保険商品ではありません。
- 投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。
- 投資信託は、組入価値証券等の価格下落や組入価値証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 当金庫は投資信託のご購入・ご換金のお申込みについて取り扱っております。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 外貨建資産が組入られている投資信託の場合、海外証券取引所等の休業日等により、ご購入・ご換金できない日があります。
- 投資信託のご購入のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等は当金庫本支店等にご用意しております。
- 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

## NISAに関する注意事項

- NISA口座は開設する年の1月1日において満18歳以上の方が開設できます。
- NISA口座では成長投資枠とつみたて投資枠の併用が可能です。
- NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座(一金融機関)の開設となります。また同一年に複数の金融機関のNISA口座で、金融商品の購入はできません。
- NISA口座は、1年単位で金融機関を変更することができます。ただし変更しようとする年分の年間投資枠で、すでに投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- NISA口座以外の口座で保有されている投資信託等をNISA口座に移管することはできません。また、NISA口座で保有されている投資信託等を、他の金融機関のNISA口座に移管することはできません。
- NISA口座で設定されている年間投資枠は、保有している投資信託等を売却しても、その非課税枠の再利用はできません。また、その年の年間投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 累計の非課税保有限度額については、保有している投資信託等を売却した場合や、元本払戻があった場合は、翌年以降その非課税枠を再利用することができます。その場合、簿価(取得価格)残高方式で管理されます。
- 収益分配金をNISA口座で再投資する場合は、新たに年間投資枠を使用することになります。
- NISA口座内で生じた損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する投資信託・有価証券の売買益や分配金等と損益通算することができません。また損失の繰越控除の適用も受けることができません。
- 投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)についてはそもそも非課税のため、NISA口座の非課税メリットを享受することができません。
- NISA口座で購入できるのは、当金庫が扱う投資信託の中でも一定の要件を満たすものに限られます。また、つみたて投資枠では定期的、継続的な方法での買付に限られますので、ご利用にあたっては定時定額購入取引のお申込みが必要です。
- NISA口座でつみたてNISAまたはつみたて投資枠を利用している場合、購入した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。
- 基準経過日(NISA口座に初めて累積投資助定または特定累積投資助定を設けた日からそれぞれ10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日)ごとにお客さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。基準経過日から1年以内に確認ができない場合、累積投資助定、特定累積投資助定および特定非課税管理助定への対象商品の受入れができなくなります。